

## 石垣市優良肥育素牛育成補助事業を申請させる農家の皆様へ

- ① 食肉センターへ関係書類提出申請(濃厚飼料購入領収書写し提出)

**【申請時】** 注意:濃厚飼料代の領収書は、測定日以前の領収書を提出。

例: 認定頭数5頭の場合

5頭×5万円=25万円

例 改良協会 測定日:6月1日

領収書発行日付は、5月31日までのもの。  
(5万円以上の濃厚飼料代の領収書提出)

※測定日以前の領収書

- ② 家畜改良協会へ測定依頼時には、測定審査予定牛の登記書の原本を持参し、改良協会へ申請してください。

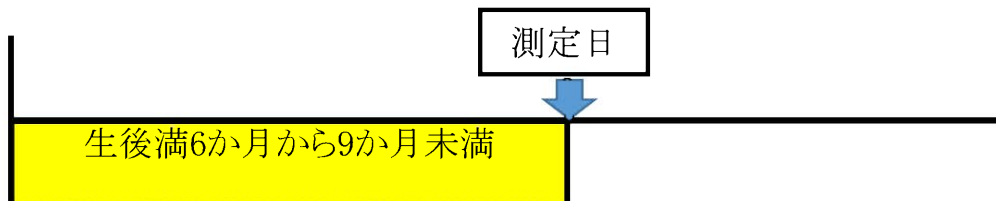
**【測定時】**

- ③ 測定審査は、1回のみにして下さい。注:測定審査牛を何度も測定しないこと。

**【測定時】**

- ④ 家畜改良協会による家畜測定審査について要件(月齢)

**【測定時】** ※測定時(日)に、9か月未満であること。家畜改良協会作成別紙の「石垣市優良肥育事業対象月齢区分表」を参考にして下さい。



- ⑤ 測定審査済みの牛は、管理表作成して分かるように管理する。

**【測定後】** ※測定審査済み牛の測定を何度もさせないように注意して下さい。

- ⑥ 認定牛は、子牛セリに出荷しないで肥育牛として八重山食肉センターへ出荷して下さい。

※出荷する可能性が有る子牛は、測定審査を避けて下さい。審査を受けた子牛のキャンセルは不可です。

※補助金交付後(5万円交付後)認定牛を家畜セリへ出荷されると返還金の対象になりますので十分注意して下さい。

- ⑦ 今年度予定頭数に達し次第終了となります。

- ⑧ 認定牛死亡時、要綱様式3(事故報告書) 提出先:八重山食肉センター

**【事故死亡時】**

※添付資料

- ①診断書。 ②死亡牛写真(耳標番号が確認できる写真) ③認定書写し。

- ④子牛登記書写し。

## 石垣市優良肥育事業対象区分（6ヶ月齢以上9ヵ月齢未満）

### 令和6年度

・審査を受けた子牛はキャンセル不可となりますのでご注意ください。

【4月実施分】 令和5年7月1日生 ～ 令和5年9月30日生未満

【5月実施分】 令和5年8月1日生 ～ 令和5年10月31日生未満

【6月実施分】 令和5年9月1日生 ～ 令和5年11月30日生未満

【7月実施分】 令和5年10月1日生 ～ 令和5年12月31日生未満

【8月実施分】 令和5年11月1日生 ～ 令和6年1月31日生未満

【9月実施分】 令和5年12月1日生 ～ 令和6年2月28日生未満

【10月実施分】 令和6年1月1日生 ～ 令和6年3月31日生未満

【11月実施分】 令和6年2月1日生 ～ 令和6年4月30日生未満

【12月実施分】 令和6年3月1日生 ～ 令和6年5月31日生未満

【1月実施分】 令和6年4月1日生 ～ 令和6年6月30日生未満

※令和6年4月1日から実施することとし、基準日を1日に設定してある。

※事業予算上限に達しだい打ち切りとする。